

南河内フルーツロードロゴマーク取扱い手引き

(趣旨)

第1条 この手引きは、別紙の「南河内フルーツロードロゴマークデザインガイド」に定める「南河内フルーツロードロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(ロゴマークの使用基準)

第3条 ロゴマークについては、次に掲げる基準をすべて満たす場合に原則自由に、誰でも使用することができる。ただし、販売する商品にロゴマークを使用する場合は、事前に南河内フルーツロードロゴマーク使用届(別紙様式1)を南河内農と緑の総合事務所に提出しなければならない。

- 一 フルーツ産地としての南河内の認知度拡大に資する目的に沿ったものであること。
- 二 法令や公序良俗に反しないこと。
- 三 「南河内フルーツロードロゴマークデザインガイド」を遵守すること。

(ロゴマークの使用料)

第4条 ロゴマークの使用は、無料とする。

(不当表示の回避)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、第3条に基づき、利用者等に不快感や誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

(使用者の責務)

第6条 ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合は一切の責任はロゴマークの使用者が負うものとし、ロゴマークの使用者は誠意を持って必要な処置を講じなければならない。

(使用の中止等)

第7条 大阪府南河内農と緑の総合事務所はロゴマークの使用に関し、次に該当すると認めるときは、その使用を差し止め、または中止させることができる。

- 一 特定の個人または団体・企業の売名に利用する場合。

- 二 不当な利益を得るために利用する場合。
- 三 大阪府南河内農と緑の総合事務所の品位を傷つけ、またはロゴマークを制定した趣旨の妨げとなるおそれがある場合。
- 四 大阪府南河内農と緑の総合事務所が行う事業、または大阪府南河内農と緑の総合事務所が支援等を行う事業を推進するうえで支障が生ずるおそれがある場合。
- 五 定められた使用方法によって使用していないと認められる場合。
- 六 その他大阪府南河内農と緑の総合事務所が不適切と判断する場合。

(ロゴマークの使用状況等の調査)

第8条 大阪府南河内農と緑の総合事務所はロゴマークの適正な活用を図るため必要と認める場合、ロゴマークの使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができる。

(ロゴマークの権利)

第9条 ロゴマークの著作権等に関する一切の権利は大阪府南河内農と緑の総合事務所に帰属する。採用作品の制作者は著作者人格権を行使しないものとし、ロゴマークの使用にあたり原案を尊重しながら補正・修正を加える場合がある。

(ロゴマークの管理)

第10条 ロゴマークの管理は大阪府南河内農と緑の総合事務所において行う。

(その他)

第11条 この手引きに定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この手引きは令和5年3月1日から施行する。

(別紙様式1)

南河内フルーツロードロゴマーク使用届

大阪府南河内農と緑の総合事務所 御中

南河内フルーツロードロゴマーク取扱い手引き第3条に基づき、使用について届け出ます。

届出日	年 月 日
名称 (団体名等)	
代表者名	
住 所	〒
連絡先 (電話番号 FAX 番号 Email)	
担当者名	
使用目的	
使用内容	
使用期間	(期間が決まっているときのみ記入)
備 考	(HPアドレス等)

(ロゴマークの使用に関する資料があれば添付してください。)